

水質検査結果報告書

第 21F039297-1 号

令和3年12月3日

株式会社 発明工房

様

水道法20条 第3項厚生労働大臣登録機関
建築物飲料水水質検査業登録法出第13号
株式会社 総合環境分析
本社 神奈川県横浜市緑区鴨居 1-13-2

電話 045-929-0033

建築物飲料水水質検査業登録東京都水第87号
東京技術センター 東京都町田市忠生3-5-4

電話 042-792-4474

建築物飲料水水質検査業登録群馬県30水第2号
北関東支社 群馬県邑楽郡邑楽町中野127-6

電話 0276-89-0745

水質検査実施者 関根 紳裕

試料名称等	株式会社 発明工房		
採取場所	浄水器 組立工場		
受託年月日	令和3年11月24日	種別	水道水(流量4l/min)
採取年月日	令和3年11月23日	時間	9:30
試験年月日	令和3年11月24日 ~ 令和3年12月2日		
採取者	株式会社 発明工房		
遊離残留塩素	0.2	mg/l	

No.	項目	単位	検査値	定量下限値	基準値	検査方法
1	一般細菌	個/ml	0	0	100	平15.厚生労働省告示第261号別表第1
2	大腸菌	(100ml中)	不検出(陰性)	--	検出されないこと	平15.厚生労働省告示第261号別表第2
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.0003未満	0.0003	0.003	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.00005未満	0.00005	0.0005	平15.厚生労働省告示第261号別表第7
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.001	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.001	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.001	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
8	六価クロム化合物	mg/l	0.002未満	0.002	0.02	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.004未満	0.004	0.04	平15.厚生労働省告示第261号別表第13
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.001未満	0.001	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第12
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	4.69	0.02	10	平15.厚生労働省告示第261号別表第13
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.05未満	0.05	0.8	平15.厚生労働省告示第261号別表第13
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	0.02未満	0.02	1.0	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
14	四塩化炭素	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.002	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.005未満	0.005	0.05	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.04	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
17	ジクロロメタン	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.02	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
20	ベンゼン	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
21	塩素酸	mg/l	0.06未満	0.06	0.6	平15.厚生労働省告示第261号別表第13
22	クロロ酢酸	mg/l	0.002未満	0.002	0.02	平15.厚生労働省告示第261号別表第17の2
23	クロロホルム	mg/l	0.001未満	0.001	0.06	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.003未満	0.003	0.03	平15.厚生労働省告示第261号別表第17の2
25	ジブromokロロメタン	mg/l	0.001	0.001	0.1	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
26	臭素酸	mg/l	0.001未満	0.001	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第18
27	総トリハロメタン	mg/l	0.001	0.001	0.1	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.003未満	0.003	0.03	平15.厚生労働省告示第261号別表第17の2

判定 上記の検査項目につきましては、水道法水質基準に適合します。

検査事項

備考 天候:晴れ 気温:19.0℃ 水温:19.0℃

水質検査結果報告書

第 21F039297-2 号

令和3年12月3日

株式会社 発明工房 様

水道法20条 第3項厚生労働大臣登録機関
建築物飲料水水質検査業登録番号23水第13号
株式会社 総 公 環 境 分 析
本社 神奈川県横浜市緑区駒形 1-13-2

電話 045-929-0033

建築物飲料水水質検査業登録東京都5水第87号
東京技術センター 東京都町田市忠生3-5-4

電話 042-792-4474

建築物飲料水水質検査業登録群馬県30水第2号
北関東支社 群馬県邑楽郡邑楽町中野127-6

電話 0276-89-0745

水質検査実施者 関根 紳裕

試料名称等	株式会社 発明工房		
採取場所	浄水器 組立工場		
受託年月日	令和3年11月24日	種 別	水道水(流量4l/min)
採取年月日	令和3年11月23日	時 間	9:30
試験年月日	令和3年11月24日 ~ 令和3年12月2日		
採取者	株式会社 発明工房		
遊離残留塩素	0.2	mg/l	

No.	項 目	単位	検査値	定量下限値	基準値	検 査 方 法
29	プロモジクロロメタン	mg/l	0.001未満	0.001	0.03	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
30	プロモホルム	mg/l	0.001未満	0.001	0.09	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.008未満	0.008	0.08	平15.厚生労働省告示第261号別表第19の2
32	亜鉛及びその化合物	mg/l	0.01未満	0.01	1.0	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.02未満	0.02	0.2	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
34	鉄及びその化合物	mg/l	0.03未満	0.03	0.3	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
35	銅及びその化合物	mg/l	0.01未満	0.01	1.0	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	6.7	0.1	200	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.005未満	0.005	0.05	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
38	塩化物イオン	mg/l	5.4	0.2	200	平15.厚生労働省告示第261号別表第13
39	カルシウム,マグネシウム等(硬度)	mg/l	103	10	300	平15.厚生労働省告示第261号別表第22
40	蒸発残留物	mg/l	161	20	500	平15.厚生労働省告示第261号別表第23
41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.02未満	0.02	0.2	平15.厚生労働省告示第261号別表第24
42	ジェオスミン	mg/l	0.000001未満	0.000001	0.00001	平15.厚生労働省告示第261号別表第25
43	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.000001未満	0.000001	0.00001	平15.厚生労働省告示第261号別表第25
44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.002未満	0.002	0.02	平15.厚生労働省告示第261号別表第28の2
45	フェノール類	mg/l	0.0005未満	0.0005	0.005	平15.厚生労働省告示第261号別表第29
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/l	0.3未満	0.3	3	平15.厚生労働省告示第261号別表第30
47	pH値	--	7.6(21.1℃)	--	5.8~8.6	平15.厚生労働省告示第261号別表第31
48	味	--	異常なし	--	異常でないこと	平15.厚生労働省告示第261号別表第33
49	臭気	--	異常なし	--	異常でないこと	平15.厚生労働省告示第261号別表第34
50	色度	度	0.5未満	0.5	5	平15.厚生労働省告示第261号別表第36
51	濁度	度	0.1未満	0.1	2	平15.厚生労働省告示第261号別表第41
52	トルエン	mg/l	0.04未満	0.04	0.4	上水試験方法Ⅲ-2 2.2 (2020年)
53	キシレン	mg/l	0.04未満	0.04	0.4	上水試験方法Ⅲ-2 2.2 (2020年)
	以下余白					

判 定	上記の検査項目につきましては、水道法水質基準に適合します。
検 査 事 項	トルエンは水質管理設定項目目標値・キシレンは要検討項目目標値 に適合します。
備 考	天候:晴れ 気温:19.0℃ 水温:19.0℃

水質検査結果報告書

第 21F039298-1 号

令和3年12月3日

株式会社 発明工房 様

水道法20条 第3項厚生労働大臣登録機関
建築物飲料水水質検査業登録番号水第13号
株式会社 総合環境分析
本社 神奈川県横浜市緑区鴨居 1-13-2

電話 045-929-0033

建築物飲料水水質検査業登録東京都5水第87号
東京技術センター 東京都町田市忠生3-5-4

電話 042-792-4474

建築物飲料水水質検査業登録群馬県30水第2号
北関東支社 群馬県邑楽郡邑楽町中野127-6

電話 0276-89-0745

水質検査実施者 関根 紳裕

試料名称等	株式会社 発明工房		
採取場所	浄水器 組立工場		
受託年月日	令和3年11月24日	種別	浄水器通過水(流量4l/m)
採取年月日	令和3年11月23日	時間	11:00
試験年月日	令和3年11月24日 ~ 令和3年12月2日		
採取者	株式会社 発明工房		
遊離残留塩素	0.1未満	mg/l	

No.	項目	単位	検査値	定量下限値	基準値	検査方法
1	一般細菌	個/ml	0	0	100	平15.厚生労働省告示第261号別表第1
2	大腸菌	(100ml中)	不検出(陰性)	--	検出されないこと	平15.厚生労働省告示第261号別表第2
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.0003未満	0.0003	0.003	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.00005未満	0.00005	0.0005	平15.厚生労働省告示第261号別表第7
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.001	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.001	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.001	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
8	六価クロム化合物	mg/l	0.002未満	0.002	0.02	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.004未満	0.004	0.04	平15.厚生労働省告示第261号別表第13
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.001未満	0.001	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第12
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	1.87	0.02	10	平15.厚生労働省告示第261号別表第13
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.05未満	0.05	0.8	平15.厚生労働省告示第261号別表第13
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	0.02未満	0.02	1.0	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
14	四塩化炭素	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.002	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.005未満	0.005	0.05	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.04	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
17	ジクロロメタン	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.02	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
20	ベンゼン	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
21	塩素酸	mg/l	0.06未満	0.06	0.6	平15.厚生労働省告示第261号別表第13
22	クロロ酢酸	mg/l	0.002未満	0.002	0.02	平15.厚生労働省告示第261号別表第17の2
23	クロロホルム	mg/l	0.001未満	0.001	0.06	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.003未満	0.003	0.03	平15.厚生労働省告示第261号別表第17の2
25	ジブromクロロメタン	mg/l	0.001未満	0.001	0.1	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
26	臭素酸	mg/l	0.001未満	0.001	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第18
27	総トリハロメタン	mg/l	0.001未満	0.001	0.1	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.003未満	0.003	0.03	平15.厚生労働省告示第261号別表第17の2

判定	上記の検査項目につきましては、水道法水質基準に適合します。
検査事項	
備考	天候:晴れ 気温:19.0℃ 水温:18.0℃

水質検査結果報告書

第 21F039298-2 号

令和3年12月3日

株式会社 発明工房 様

水道法20条 第3項厚生労働大臣登録機関
建築物飲料水水質検査業登録番号水第13号
株式会社 総 合 環 境 分 析
本社 神奈川県横浜市中区馬場1-13-2

電話 045-291-0033

建築物飲料水水質検査業登録東京都5水第87号
東京技術センター 東京都町田市生田3-5-4

電話 042-792-4474

建築物飲料水水質検査業登録群馬県30水第2号
北関東支社 群馬県邑楽郡邑楽町中野127-6

電話 0276-89-0745

水質検査実施者 関根 紳裕



試料名称等	株式会社 発明工房		
採取場所	浄水器 組立工場		
受託年月日	令和3年11月24日	種 別	浄水器通過水(流量4l/m)
採取年月日	令和3年11月23日	時 間	11:00
試験年月日	令和3年11月24日	～	令和3年12月2日
採 取 者	株式会社 発明工房		
遊離残留塩素	0.1未満	mg/l	

No.	項 目	単位	検査値	定量下限値	基準値	検 査 方 法
29	プロモジクロロメタン	mg/l	0.001未満	0.001	0.03	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
30	プロモホルム	mg/l	0.001未満	0.001	0.09	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.008未満	0.008	0.08	平15.厚生労働省告示第261号別表第19の2
32	亜鉛及びその化合物	mg/l	0.01未満	0.01	1.0	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.02未満	0.02	0.2	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
34	鉄及びその化合物	mg/l	0.03未満	0.03	0.3	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
35	銅及びその化合物	mg/l	0.01未満	0.01	1.0	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	6.5	0.1	200	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.005未満	0.005	0.05	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
38	塩化物イオン	mg/l	5.3	0.2	200	平15.厚生労働省告示第261号別表第13
39	カルシウム,マグネシウム等(硬度)	mg/l	92	10	300	平15.厚生労働省告示第261号別表第22
40	蒸発残留物	mg/l	151	20	500	平15.厚生労働省告示第261号別表第23
41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.02未満	0.02	0.2	平15.厚生労働省告示第261号別表第24
42	ジェオスミン	mg/l	0.000001未満	0.000001	0.00001	平15.厚生労働省告示第261号別表第25
43	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.000001未満	0.000001	0.00001	平15.厚生労働省告示第261号別表第25
44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.002未満	0.002	0.02	平15.厚生労働省告示第261号別表第28の2
45	フェノール類	mg/l	0.0005未満	0.0005	0.005	平15.厚生労働省告示第261号別表第29
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/l	0.3未満	0.3	3	平15.厚生労働省告示第261号別表第30
47	pH値	--	7.8(20.8℃)	--	5.8~8.6	平15.厚生労働省告示第261号別表第31
48	味	--	異常なし	--	異常でないこと	平15.厚生労働省告示第261号別表第33
49	臭気	--	異常なし	--	異常でないこと	平15.厚生労働省告示第261号別表第34
50	色度	度	0.5未満	0.5	5	平15.厚生労働省告示第261号別表第36
51	濁度	度	0.1未満	0.1	2	平15.厚生労働省告示第261号別表第41
52	トルエン	mg/l	0.04未満	0.04	0.4	上水試験方法Ⅲ-2 2.2 (2020年)
53	キシレン	mg/l	0.04未満	0.04	0.4	上水試験方法Ⅲ-2 2.2 (2020年)
	以下余白					

判 定	上記の検査項目につきましては、水道法水質基準に適合します。 トルエンは水質管理設定項目目標値・キシレンは要検討項目目標値 に適合します。
検査事項	
備 考	天候:晴れ 気温:19.0℃ 水温:18.0℃